

<h1>名古屋市公報</h1>	平成31年 4月24日	第1305号	
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市総務局法制課長	

目次	ページ
告 示	
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第214号)	3
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第215号)	5
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正 (財政・税制課) (第216号)	6
○ 道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準の一部改正 (緑土・道路管理課) (第217号)	7
○ 名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (住都・都市計画課) (第218号)	14
○ 道路位置の指定 (住都・建築指導課) (第219号)	15
○ 名古屋市土原土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課) (第220号)	16
○ 指定居宅サービス事業者等の指定 (健福・介護保険課) (第221号)	17
○ 市営住宅先着順入居希望者の公募について (住都・住宅管理課) (第222号)	24
選挙管理委員会告示	
○ 名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名の一部訂正について (第13号)	30
教育委員会規則	
○ 教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則 (第12号)	31
上下水道局告示	
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 (第5号)	32
交通局管理規程	
○ 名古屋市交通局公印取扱規程の一部改正 (第16号)	38
公 告	
○ 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会)	41
○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告 (住都・建築指導課)	42

教育委員会規則のあらまし

○ 教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

本規則の適用を受ける教職員の定義を変更します。（第 2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の教職員安全衛生管理規則の規定は、平成31年 4月 1日から適用します。

名古屋市告示第 214号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成31年 4月17日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

幸心南公園	守山区幸心一丁目	図面守山 114 の区域	平成31年 4月 8日
-------	----------	-----------------	-------------

」

を

「

幸心南公園	守山区幸心一丁目	図面守山 114 の区域	平成31年 4月 8日
東禅寺公園	守山区大字下志段味字 上東禅寺	図面守山 115 の区域	平成31年 4月19日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成31年 4月19日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 215 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成24年名古屋市告示第 433 号の一部を次のように改正します。

平成31年 4 月19日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

公益財団法人メルコ 学術振興財団	名古屋市中区大須三丁 目30番20号
---------------------	-----------------------

を

」

「

公益財団法人メルコ 学術振興財団	名古屋市天白区島田四 丁目1701番地の2
---------------------	--------------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 216 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成27年名古屋市告示第 126 号の一部を次のように改正します。

平成31年 4 月 19 日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

社会福祉法人諏訪福祉 会	名古屋市西区上小田井 一丁目 109 番地
-----------------	--------------------------

を

」

「

社会福祉法人諏訪福祉 会	名古屋市西区南川町 110 番地
-----------------	---------------------

に改める。

」

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 217号

道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設
等の設置基準の一部改正

昭和61年名古屋市告示第46号（道路に関する工事及び占用工事を施行する場合における標示施設等の設置基準）の一部を次のように改正します。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1号様式、第 1号の 2様式、第 1号の 3様式、第 4号様式及び第 6号様式
を次のように改める。

第 1号様式(工事標示板)



(注)

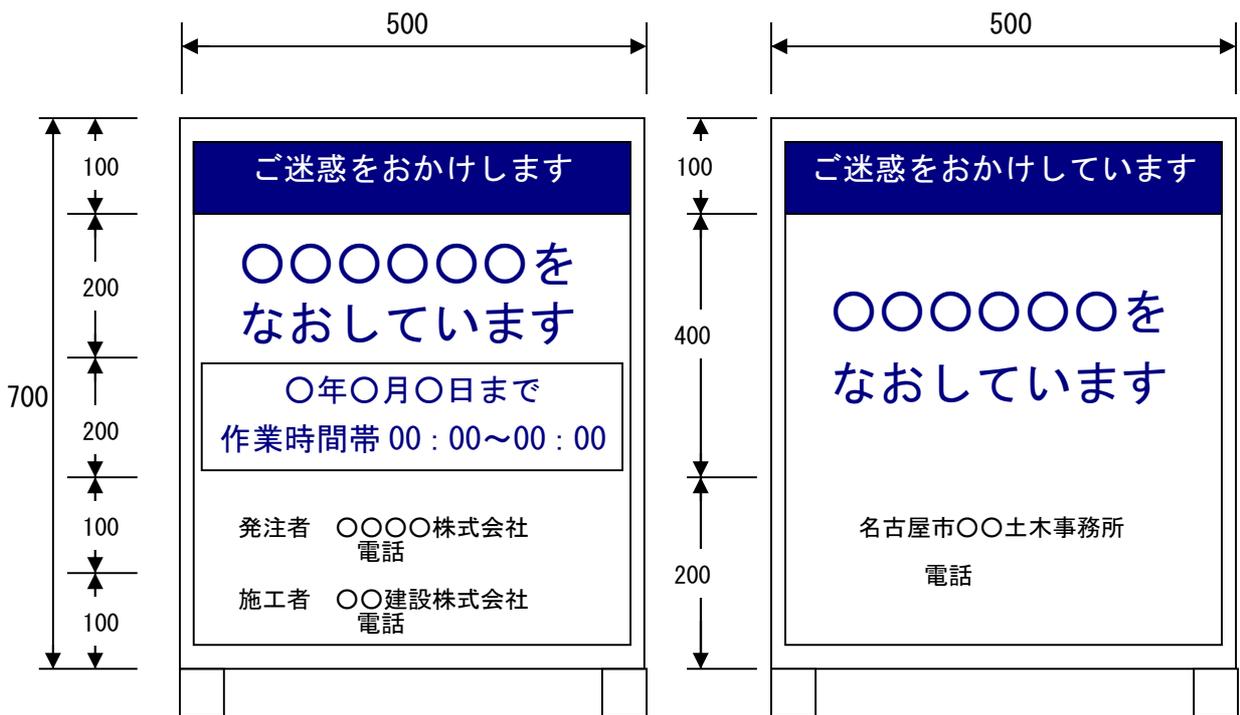
(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗裝修繕工事」等の工事種別については、青地に白抜き文字とし、「○○○○をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は20ミリメートル、縁線の太さは10ミリメートル、区画線の太さは5ミリメートルとする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

第 1号の 2様式(簡易工事標示板)

主たる工事者の単独工事の場合
の簡易工事標示板及び従たる工
事者が行う工事の場合、主たる工
事者が請負工事で行う短期間に
完了する軽易な工事の場合

主たる工事者が直営で行う短期間
に完了する軽易な工事の場合

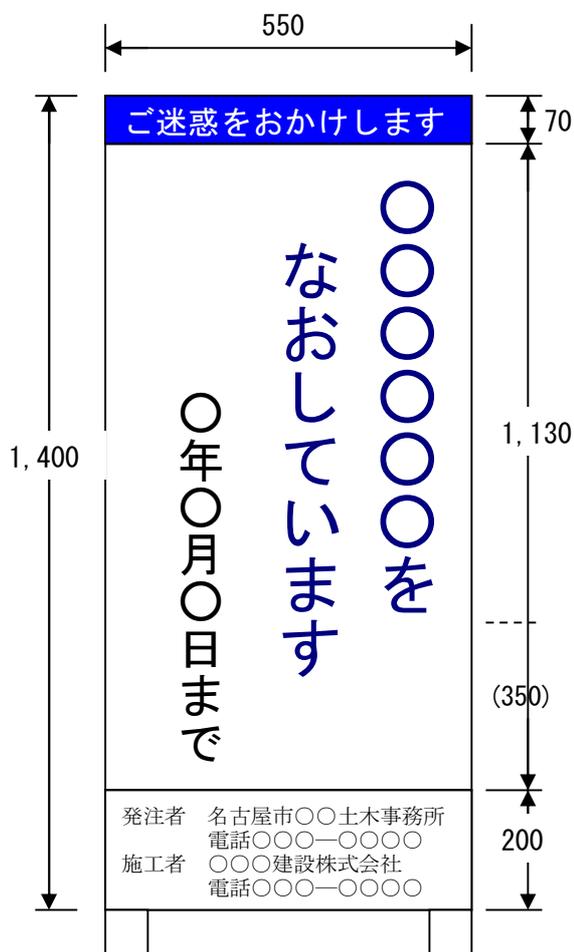


(単位：ミリメートル)

(注)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 縁の余白は10ミリメートル、縁線及び区画線の太さは5ミリメートルとする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得るものとする。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得るものとする。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行う。

第 1号の 3様式(工事説明板)

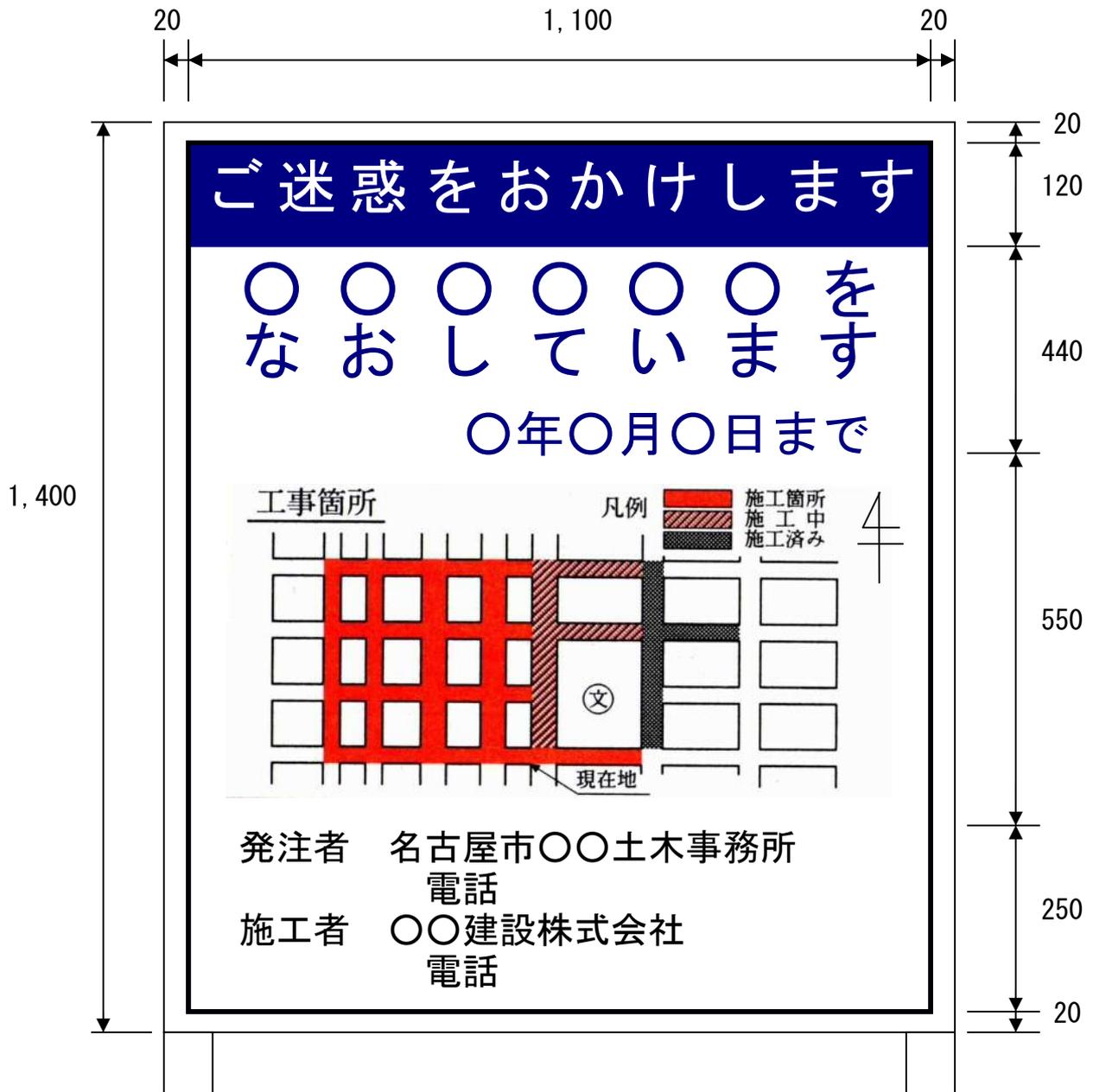


(単位：ミリメートル)

(注)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等挨拶文については青地に白抜き文字、「○○○をなおしています」等の工事内容については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 標示内容については、現場状況に応じた文言とすること。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

第 4号様式(工事案内板)

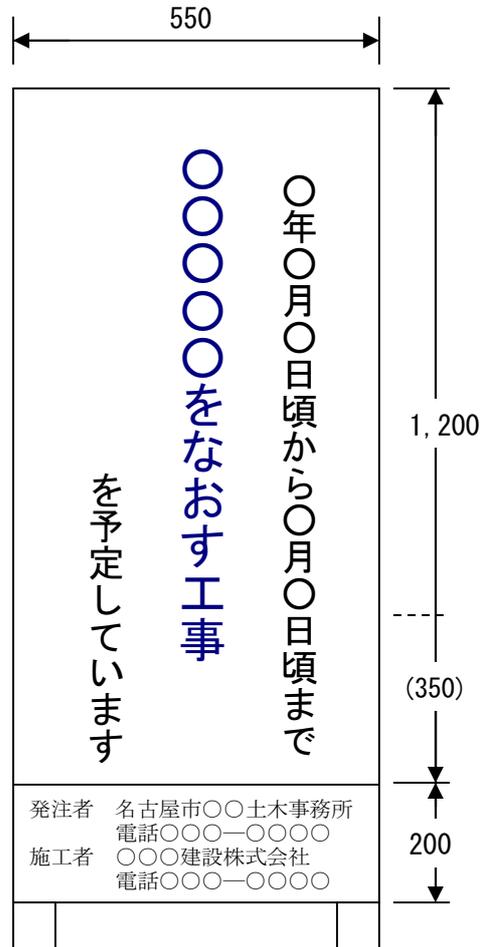


(注)

(単位：ミリメートル)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (3) 図中の施工箇所及び施工中の部分は、蛍光性の赤色とする。
- (4) 縁の余白は20ミリメートル、縁線の太さは10ミリメートルとする。
- (5) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (7) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

第 6号様式(工事情報板)



(単位：ミリメートル)

(注)

- (1) この様式を標準とする。
- (2) 色彩は、「〇〇〇〇〇をなおす工事」等の工事内容については青文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。ただし、特に文字を強調する必要がある場合は、赤色を用いることができる。
- (3) 標示内容については、現場状況に応じた文言とする。
- (4) 材料は、鉄製又は木製とする。その他の材料を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (5) 文字標示面は、文字が不明確にならないよう留意すること。また、文字標示面の材料は、必要に応じてカプセルレンズ型再帰性反射材とすることができる。その他の反射材を使用する場合は、道路管理者の許可を得ること。
- (6) 設置の際は、風等で転倒しないよう必要な措置を行うこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年 5月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の基準（以下「旧基準」という。）の規定により設置されている標示施設等で、この告示の施行の際、継続して設置されている標示施設等は、この告示による改正後の基準（以下「新基準」という。）の相当規定により設置されたものとみなす。
- 3 告示日以後この告示の施行前において、新基準の規定によって設置される標示施設等は、旧基準の相当規定により設置されたものとみなす。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

名古屋市告示第 218号

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第20条第 1項の規定により、愛知県から名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更に係る都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧に供する図書

名古屋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 愛知県の告示年月日及び告示番号

平成31年 3月29日 愛知県告示第 208号

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

（名古屋市役所 西庁舎 4階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 219号

道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

その関係図書は、名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定の年月日及び番号

平成31年 4月12日 第 1号

2 指定道路の位置

名古屋市瑞穂区御劔町 3丁目29番 1の一部

3 指定道路の延長及び幅員

延長25.072メートル 幅員 4.000メートル

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 220号

名古屋市土原土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 組合の名称

名古屋市土原土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市天白区土原一丁目 223番地

3 設立認可の年月日

平成21年 4月24日

4 変更の内容

第 5条中「名古屋市天白区土原一丁目 223番地」を「名古屋市天白区土原一丁目 149番地」に改める。

5 変更認可の年月日

平成31年 4月19日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 221号

指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第70条第 1項、第78条の 2第 1項、第 79条第 1項、第 115条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社くらしケア	くらしケア名古屋訪問看護ステーション	名古屋市千種区小松町 6丁目11番地の 3	平成31年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社F O O T A G E	F o o t a g e 訪問看護ステーション 覚王山	名古屋市千種区桐林町 2丁目68番地	平成31年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ニューズ	リリー訪問看護ステーション	名古屋市北区駒止町 1丁目 117番地の 2	平成31年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社ガイアフォース	チームミュージズ	名古屋市中区栄一丁目13番 4号	平成31年 1月 1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社プラ	プラーナー一色	名古屋市中川区	平成31年	訪問看護

一ナ	訪問看護ステーション	大当郎二丁目 801番地の1	1月1日	介護予防訪問看護
株式会社エールージュ	訪問看護ステーション エールージュ	名古屋市中川区 高畑一丁目87番地	平成31年 1月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社Wellfareすずらん	訪問看護ステーションすずらん天白	名古屋市天白区 高宮町1301番地の1	平成31年 1月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 中部 福祉用具	名古屋市中村区 名駅二丁目38番2号	平成31年 1月1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与
株式会社やさしい手	やさしい手訪問看護かえりえ楠事業所	名古屋市北区楠 五丁目424番地	平成31年 2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社縁友会	訪問看護ステーションエヴリ	名古屋市昭和区 萩原町4丁目12番地	平成31年 2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社名東介護センター	ナースステーション名東	名古屋市名東区 名東本通5丁目1番地	平成31年 2月1日	訪問看護 介護予防訪問看護
医療法人楠会	介護老人保健施設サン・くすのき	名古屋市北区五 反田町111番地	平成31年 3月1日	訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
w i t h株式会社	ういず訪問看護ステーション	名古屋市守山区 竜泉寺一丁目	平成31年 3月1日	訪問看護 介護予防訪問看護

	ン	920番地		
廣瀬 和義	ひろせ整形外科通所リハセンター	名古屋市北区志賀本通 1丁目 4番地	平成31年 3月 1日	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション

2 指定居宅サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケア川名の湯	名古屋市昭和区前山町 1丁目19番地	平成31年 1月 1日	通所介護
株式会社Wellfareすずらん	ヘルパーステーションすずらん天白	名古屋市天白区高宮町1301番地の1	平成31年 1月 1日	訪問介護
株式会社やさしい手	やさしい手楠巡回訪問介護事業所	名古屋市北区楠五丁目 424番地	平成31年 2月 1日	訪問介護
株式会社よつは	よつはデイサービス	名古屋市守山区四軒家一丁目1576番地	平成31年 2月 1日	通所介護
ヒューマンライフケア株式会社	ヒューマンライフケアもりやまの湯	名古屋市守山区太田井 4番46号	平成31年 2月 1日	通所介護
株式会社MR S	リハビリデイサービスみどり	名古屋市緑区黒沢台四丁目 208番地	平成31年 2月 1日	通所介護
株式会社MR S	リハビリデイサービスみどり	名古屋市緑区桃山一丁目 7番地	平成31年 2月 1日	通所介護

	りNEXT			
トラストガーデン株式会社	トラスト訪問 介護センター 名古屋	名古屋市北区清 水三丁目15番28 号	平成31年 3月 1日	訪問介護
社会福祉法人 中部盲導犬協 会	訪問介護事業 所 サーブ	名古屋市港区川 間町 1丁目 238 番地の 2	平成31年 3月 1日	訪問介護

3 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
ファインケア株式会社	ささゆりデイ サービス豊	名古屋市南区豊 三丁目19番 7号	平成31年 1月 1日	認知症対応型通所 介護 介護予防認知症対 応型通所介護

4 指定地域密着型サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社イー ライフジャパン	早稲田イーラ イフ名古屋北	名古屋市北区上 飯田西町 2丁目 16番地	平成31年 1月 1日	地域密着型通所介 護
ヒューマンラ イフケア株式 会社	ヒューマンラ イフケア滝子 乃湯	名古屋市昭和区 滝子通 3丁目28 番地の 1	平成31年 1月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社やま と	デイサービス なでしこ 陽明	名古屋市瑞穂区 陽明町 1丁目33 番地の 2	平成31年 1月 1日	地域密着型通所介 護

株式会社CH IKEN	ほのかりハビ リデイサービ ス	名古屋市南区外 山一丁目 2番32 号	平成31年 1月 1日	地域密着型通所介 護
アルファレオ ライフケア株 式会社	サニーガーデ ン 土原	名古屋市天白区 土原五丁目 103 番地	平成31年 1月 1日	地域密着型通所介 護
KTCスマイ ルケア株式会 社	デイサービス はなのき 並 木	名古屋市中村区 並木一丁目26番 地	平成31年 2月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社NE XT HOP E	デイサービス センター幸せ の輪	名古屋市中川区 神郷町 1丁目 7 番地	平成31年 2月 1日	地域密着型通所介 護
株式会社名鉄 ライフサポー ト	名鉄レコード ブック南陽	名古屋市港区七 反野一丁目 408 番地	平成31年 2月 1日	地域密着型通所介 護
スマイルハー ト合同会社	S m i l e D a y ' s	名古屋市名東区 猪子石原一丁目 1408番地	平成31年 2月 1日	地域密着型通所介 護

5 指定地域密着型介護予防サービス事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
株式会社ニチ イ学館	ニチイケアセ ンター宝神	愛知県名古屋市 港区宝神三丁目 207番地	平成31年 1月 1日	介護予防小規模多 機能型居宅介護

6 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類

株式会社ケイ ・エス設計	居宅介護支援 事業所 クロ ーバー	名古屋市西区花 原町 149番地	平成31年 1月 1日	居宅介護支援
エルシェア株 式会社	ケアプランセ ンター陽明	名古屋市瑞穂区 陽明町 2丁目31 番地	平成31年 1月 1日	居宅介護支援
合同会社ケア プラン筒井	ケアプラン筒 井	名古屋市中川区 畑田町 3丁目25 番地の 1	平成31年 1月 1日	居宅介護支援
株式会社アン フィルミエ	ケアプランセ ンター リア ン	名古屋市緑区徳 重五丁目1007番 地	平成31年 1月 1日	居宅介護支援
株式会社やさ しい手	やさしい手楠 居宅介護支援 事業所	名古屋市北区楠 五丁目 424番地	平成31年 2月 1日	居宅介護支援
MAYS株式 会社	アクション居 宅介護支援事 業所	名古屋市中村区 岩塚町 4丁目 3 番地の 1	平成31年 2月 1日	居宅介護支援
株式会社みや	居宅介護支援 事業所ごきそ	名古屋市昭和区 阿由知通 5丁目 14番地	平成31年 2月 1日	居宅介護支援
株式会社だい ふく	支援センター しょうわ	名古屋市昭和区 長池町 2丁目22 番地の 1	平成31年 2月 1日	居宅介護支援
協和ケミカル 株式会社	キョーワケア プランセンタ ー昭和八事店	名古屋市昭和区 山手通 3丁目10 番地	平成31年 2月 1日	居宅介護支援
社会福祉法人 絆	愛の里名古屋 東居宅介護支	名古屋市守山区 大字中志段味字	平成31年 2月 1日	居宅介護支援

	援事業所	富士塚2384番地の1		
有限会社馬健	グランド・ケア居宅介護支援事業所	名古屋市名東区上社三丁目102番地	平成31年 2月1日	居宅介護支援
合同会社あらいぶ	居宅介護支援事業所あらいぶ	名古屋市名東区文教台一丁目507番地	平成31年 2月1日	居宅介護支援
株式会社アース	居宅介護支援事業所アースプラン	名古屋市天白区元八事二丁目102番地	平成31年 2月1日	居宅介護支援
トラストガーデン株式会社	トラストケアプランセンター名古屋	名古屋市北区清水三丁目15番28号	平成31年 3月1日	居宅介護支援
株式会社浚洗工業	快適ライフ居宅介護支援事業所	名古屋市北区若鶴町156番地の2	平成31年 3月1日	居宅介護支援
社会福祉法人よつ葉の会	よつ葉ケアマネジメント事業所	名古屋市守山区幸心一丁目511番地	平成31年 3月1日	居宅介護支援
株式会社I.K. Corporation	I. K. care support	名古屋市緑区桶狭間神明1218番地	平成31年 3月1日	居宅介護支援
株式会社ライフリズム	ケアプランセンターライフリズム	名古屋市天白区平針台一丁目105番地の1	平成31年 3月1日	居宅介護支援

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 222号

市営住宅先着順入居希望者の公募について

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

平成31年 4月19日

名古屋市長 河 村 たかし

第 1 一般世帯向け区分

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で入居契約までに婚姻することができる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であつて、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条

第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号に該当するときに限る。）
又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第 46 号。以下
「定住条例」という。）第 20 条第 1 項（第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第
5 号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営
住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日
から起算して 3 年（ただし、住宅条例第 20 条の 2 又は定住条例第 16 条の
2 の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者にあつては 10 年、そ
のうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者
として住宅条例第 5 条第 2 項で定める者にあつては 5 年）を経過しない
ものでないこと。

(8) 原則として、保証人 1 名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所並びに名古屋市住宅供給公社管理部管理課、
各方面事務所及び住まいの窓口

(2) 日時

ア 各区役所及び各区役所支所

平成 31 年 4 月 26 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第 36
号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」と
いう。）を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成 31 年 4 月 26 日（金）午前 8 時 45 分から

ただし、名古屋市の休日を除く。交付時間は、午前 8 時 45 分から午
後 5 時 15 分（木曜日にあつては、午後 7 時 00 分）まで。

ウ 住まいの窓口

平成 31 年 4 月 26 日（金）午前 10 時 00 分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4 水曜日並びに 1 月 1 日から同月 3 日
まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までを除く。交付時間は、午前 10 時 00
分から午後 7 時 00 分まで。

3 申込みの受付

(1) 方法

窓口での先着順による。ただし、公募初日の平成31年 5月10日（金）の午後 2時00分までに受付場所へ来場した者については、申込順位を決める抽せんを行う。

(2) 場所

ア 公募初日

名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 2階
名古屋市住宅供給公社先着順入居募集専用窓口

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市西区浄心一丁目 1番 6号 シティ・ファミリー浄心 3階
名古屋市住宅供給公社管理部管理課

(イ) 名古屋市中区栄三丁目 5番12号先
住まいの窓口

(3) 日時

ア 公募初日

平成31年 5月10日（金）午後 2時00分から午後 5時00分まで

イ 公募 2日目以降

(ア) 名古屋市住宅供給公社管理部管理課

平成31年 5月13日（月）午前 8時45分から

ただし、名古屋市の休日を除く。受付時間は、午前 8時45分から午後 5時15分（木曜日にあっては、午後 7時00分）まで。

(イ) 住まいの窓口

平成31年 5月11日（土）午前10時00分から

ただし、木曜日及び第 2・第 4水曜日並びに 1月 1日から同月 3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。受付時間は、午前10時00分から午後 7時00分まで。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 161戸

事故住宅 10戸

第 2 多家族・多子世帯向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分と同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5 人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 16戸

第 3 単身者向け区分

1 申込みの資格

第 1の一般世帯向け区分の資格のうち (1)及び (3)から (7)までの資格を有し、かつ、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除く。

(1) 60歳以上の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 愛護手帳又は療育手帳の交付を受けている者

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に規定する特殊の疾病による障害により障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている者

(6) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正

12年法律第48号) の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの

- (7) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (8) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (9) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (10) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (11) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 1項の規定による支給認定を受けている者
- (12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者又は同法第28条の 2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (13) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第 106号）附則第 2条第 2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般世帯向け区分と同じ。

4 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 15戸

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市選挙管理委員会告示第13号

名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名の一部
訂正について

平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について、平成31年名古屋市選挙管理委員会告示第12号（名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について）の一部を次のように訂正する。

平成31年4月15日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

中区選挙区の当選人である塚本 剛志の住所「名古屋市千代田二丁目16番10号 アーバニア鶴舞第2 1007号」を「名古屋市中区千代田二丁目16番10号 アーバニア鶴舞第2 1007号」に訂正する。

名古屋市選挙管理委員会事務局

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 4 月16日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第12号

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」を「及び学校栄養職員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職員安全衛生管理規則の規定は、平成31年4月1日から適用する。

名古屋市上下水道局告示第5号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成31年4月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月15日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成31年5月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				摘要	終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目			
千種区	日和町	3丁目		一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
中村区	平池町	4丁目		〃	中川区広住町 名古屋市上下水道局 露橋水処理センター
瑞穂区	太田町	3丁目		〃	瑞穂区桃園町 名古屋市上下水道局 伝馬町水処理センター
	竹田町	2丁目		〃	〃
港区	港北町	3丁目 4丁目		〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局 宝神水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

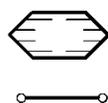
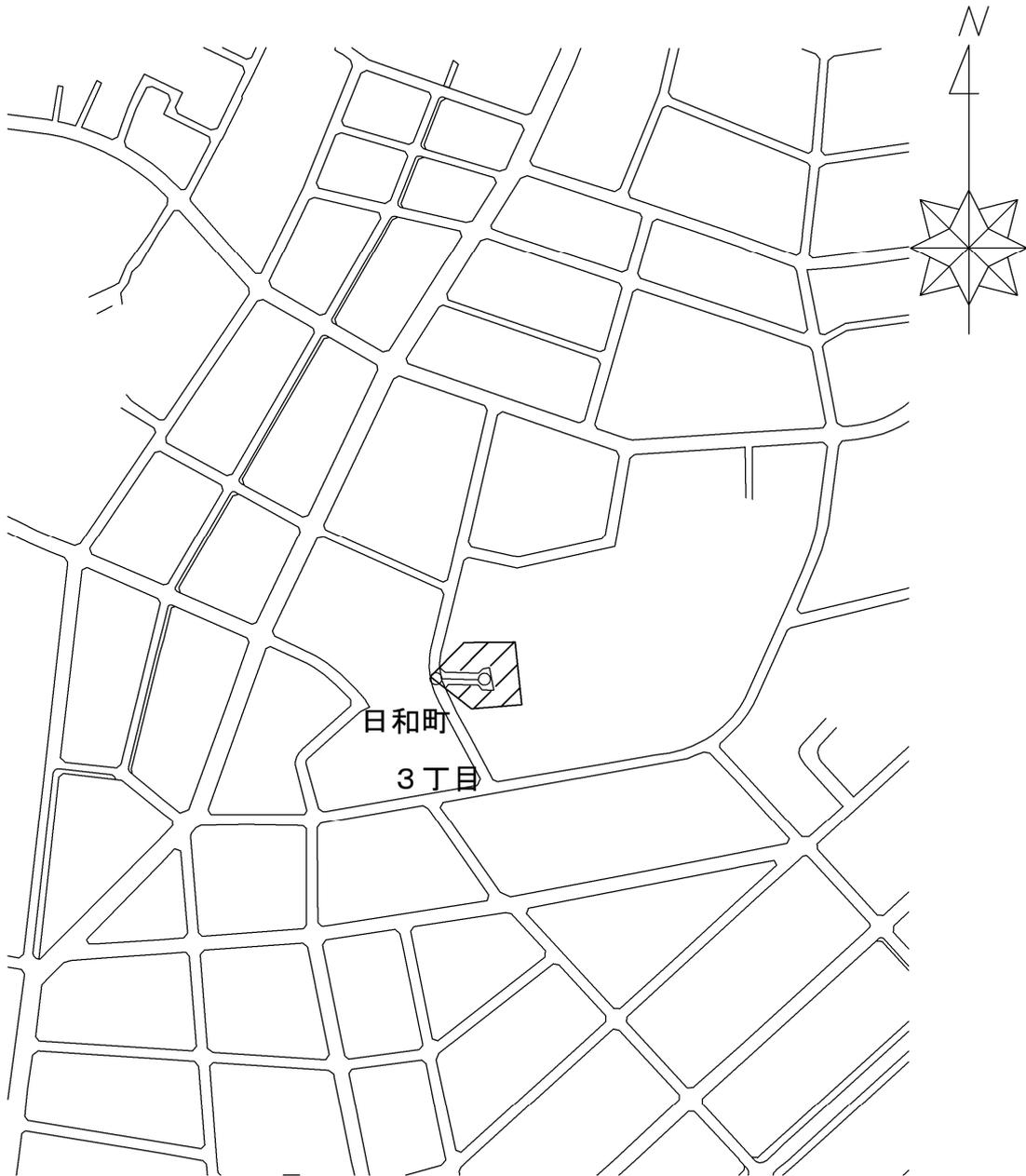
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中村区 瑞穂区 港区
分流式	千種区

排水施設の位置図

千種区（分流式）

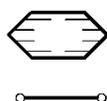
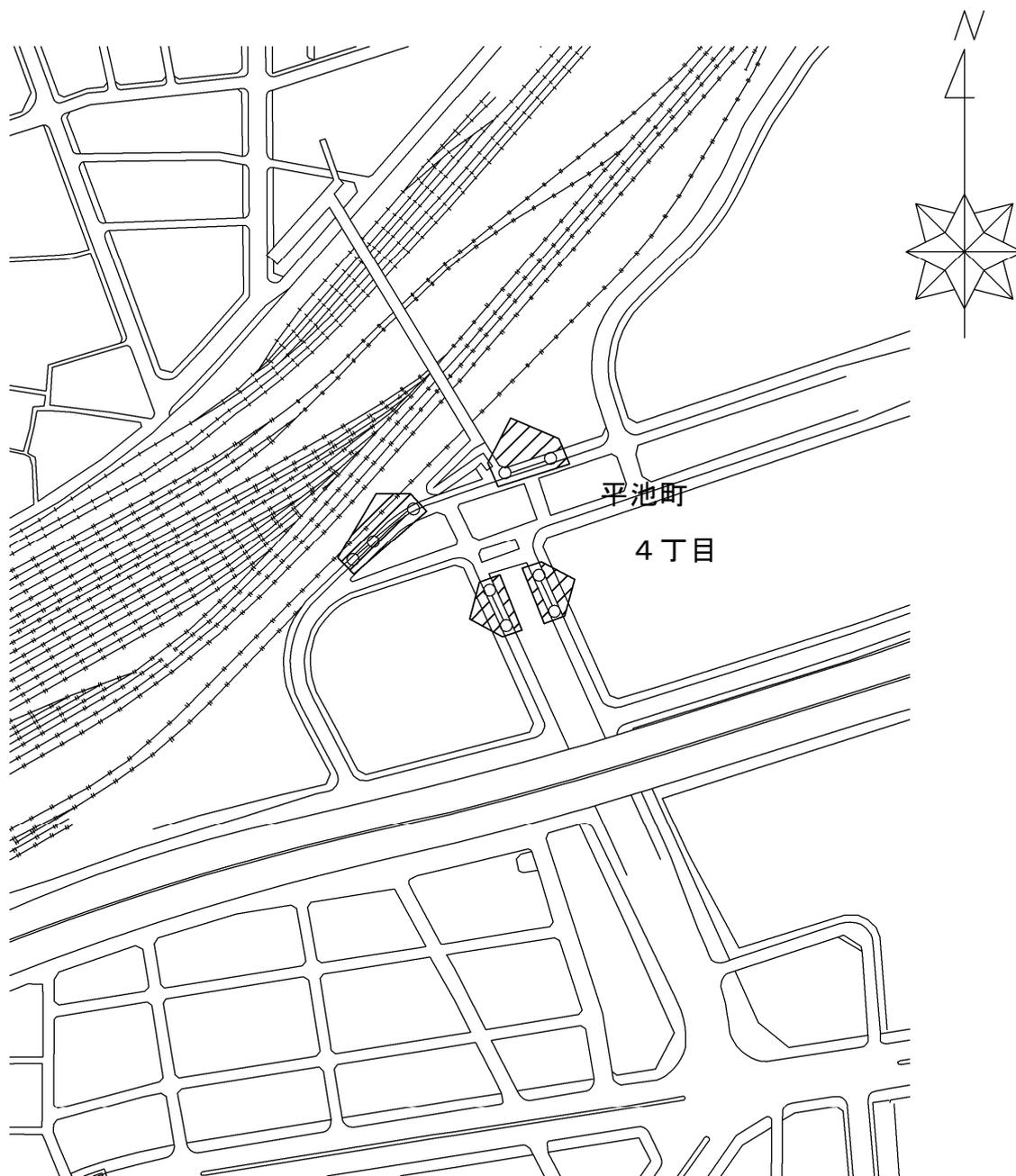


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

中村区（合流式）

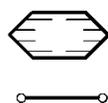


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

瑞穂区（合流式）

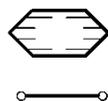
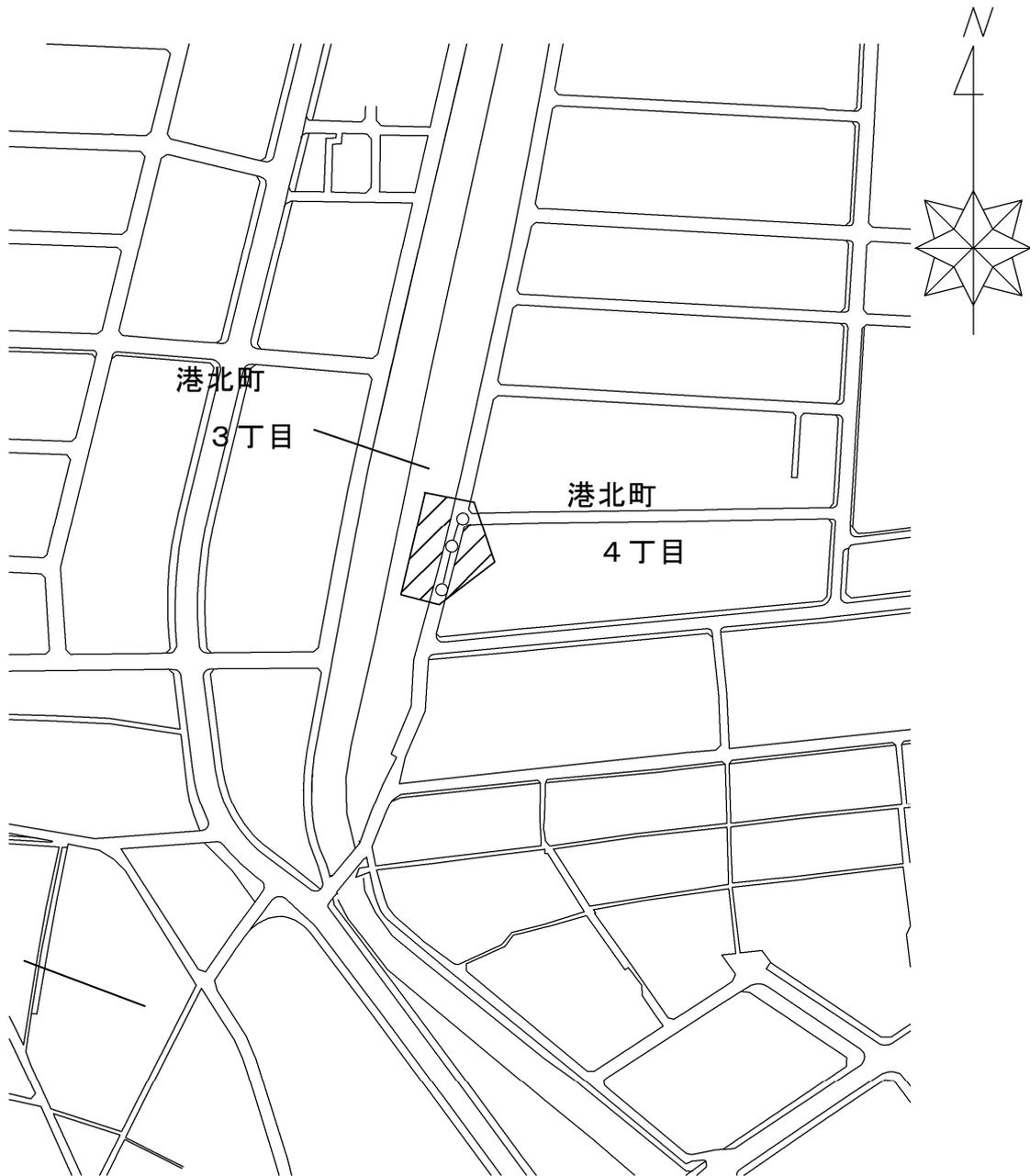


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第16号

名古屋市交通局公印取扱規程（昭和29年4月28日交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月19日

名古屋市交通局長 河野和彦

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号

印 影 票

年 月 日

		台帳整理番号	
公 印 名			個 数
(印影)		(印影)	
印 材		公印管守課	
寸 法		公印管守責任者	
用 途		事務担当者	
調製改刻年月日		公印管守箇所	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成31年 4月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成31年 4月22日（月）午後 3時30分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第27号議案 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第28号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第29号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第30号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第31号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第32号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第33号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第34号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第35号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の決定について

第36号議案 平成31年度事業計画について

名古屋市農業委員会事務局農政課

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定に基づき、一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として建築される建築物を、当該区域内に現に存する建築物と同一敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成31年4月19日

名古屋市長 河村 たかし

1 対象区域

名古屋市西区花の木三丁目1603番7、1603番8、1603番9、1603番13及び1603番18

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
(名古屋市役所西庁舎2階)

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課